別表第二（第十一条の二の三関係）

(い)	(ろ)
（略）	
（備考） 一　法第二十条第一項第一号、令第百八条の三第一項第二号及び第四項、令第百二十八条の六第一項、令第百二十九条第一項、令第百二十九条の二第一項並びに第一条の三第一項第一号イ、同号ロ(1)及び(2)並びに同項の表三の各項の認定に係る評価のうち、既に評価を受けた構造方法等の計画の変更に係る評価にあっては、床面積の合計は当該変更に係る部分について算定するものとする。 二　（略）	

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（Ａ４）

確認申請書（建築物）

（略）

（注意）

１．～３．　（略）

４．第三面関係

①～⑤　（略）

⑥　７欄の「イ」⑴は、建築物の敷地が、２以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第１項第１号から第８号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第１項第１号から第６号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。

「イ」⑵は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」⑴で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

⑦～㉖　（略）

５．～７．　（略）

第十九号様式（第四条、第四条の四の二関係）（Ａ４）

完了検査申請書

（第一面）

建築基準法第７条第１項又は第７条の２第１項（これらの規定を同法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定により、検査を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

（略）

別表第二（第十一条の二の三関係）

(い)	(ろ)
（略）	
（備考） 一　法第二十条第一項第一号、令第百八条の三第一項第二号及び第四項、令第百二十九条第一項、令第百二十九条の二第一項並びに第一条の三第一項第一号イ、同号ロ(1)及び(2)並びに同項の表三の各項の認定に係る評価のうち、既に評価を受けた構造方法等の計画の変更に係る評価にあっては、床面積の合計は当該変更に係る部分について算定するものとする。 二　（略）	

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（Ａ４）

確認申請書（建築物）

（略）

（注意）

１．～３．　（略）

４．第三面関係

①～⑤　（略）

⑥　７欄の「イ」⑴は、建築物の敷地が、２以上の用途地域、高層住居誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第１項第１号から第７号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第１項第１号から第６号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。

「イ」⑵は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」⑴で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

⑦～㉖　（略）

５．～７．　（略）

第十九号様式（第四条、第四条の四の二関係）（Ａ４）

完了検査申請書

（第一面）

工事を完了しましたので、建築基準法第７条第１項又は第７条の２第１項（これらの規定を同法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定により、検査を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

（略）